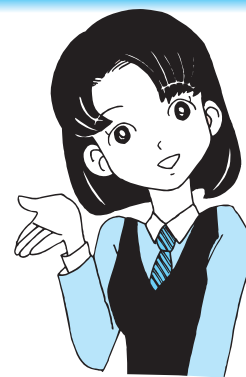


市民参画 の手法

自治基本条例では、参画の手法として、下記の意見聴取（18条）、審議会等の委員公募（19条）、住民投票（20条）などの制度が新たに設けられました。それを実現させるため、それぞれ新たに条例を制定して、制度として確立しています。これらの条例も自治基本条例と同様8月1日に施行されます。

市民が参画できるものは、それ以外に、これまでどおり行うアンケートや説明会などがあります。

市政に参画したくても、いろいろな理由で参画できない人々には、それによって決して不利益を受けることのないように、きめ細かくカバーするなどの配慮をしなければなりません（第17条）。



意見聴取

意見を提出できるのは

- ①市内在住・在勤・在学者
- ②市内に事業所を有する事業者
- ③本市に納税義務を有する者
- ④策定しようとする施策等に利害関係がある者



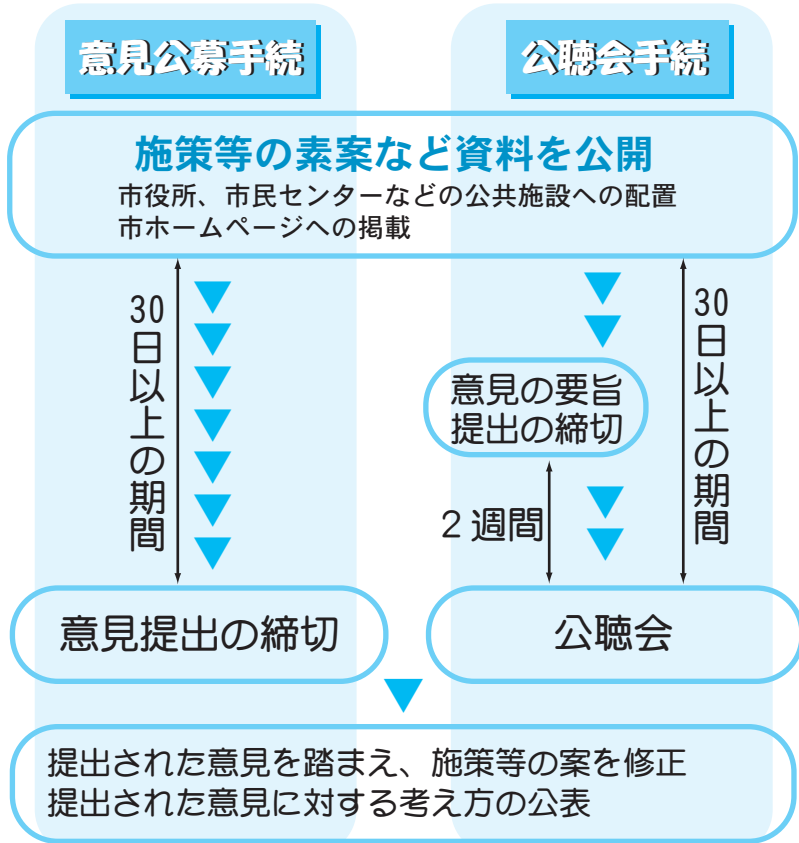
意見聴取の対象

次の①～⑤の制定や変更、廃止をしようとするときに意見聴取を行います。

- ①総合計画など市の基本的な計画、個別行政分野の基本的な計画
 - ②自治基本条例や情報公開条例など基本的な制度を定める条例
 - ③市民等に義務を課したり権利を制限したりすることがらを定める条例
 - ④市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えることがらを定める条例
 - ⑤市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策
- ※ ただし、次のようなものは対象外となります。
- ①迅速又は緊急を要するもの
 - ②軽微なもの
 - ③地方自治法の規定による直接請求により議会に付議するもの
 - ④市の権限に属さないもの
 - ⑤金銭徴収に関するもの

意見聴取手続の流れ

意見聴取には「意見公募手続」と「公聴会手続」の2つがあり、その流れは次の通りです。



審議会等

審議会等とは、市長や教育委員会の諮問に応じて、市政に関し専門的で中立的な観点から審議や調査などを行う機関のことです。この審議会等の委員の一部を市民から公募し、また、その会議と会議録を原則として公開します。

委員の公募

市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、原則としてその一部を市民から公募します。知識や経験を生かして、委員として市政にかかわってみようと思われる方は、募集の要領に従って応募してください。

選考と委嘱

一定の基準に従って、応募者の中から委員を選考します。委員として選任された方には委嘱状をお渡しします（任期中は非常勤特別職の市の職員という身分になります）。

会議の開催と事前公表

審議会等の会議は、法律や条例で定められたことについて、会議を開催する必要が生じたときに招集されます。審議会等によって会議が開催される回数や時間はまちまちですが、公開される会議の開催日時、開催場所等についてはあらかじめ公表します。

審議会の議論と会議の傍聴

審議会等の委員として選任された方は、それぞれの審議会等で諮問を受けた事案について議論していただき、審議会等の総意として答申などを行います。市長等はこの審議会等の答申を踏まえ、市政の意思決定を行っていきます。また、市民や事業者は公開された審議会等を傍聴することができます（会場等の都合で傍聴できる人数を制限することがあります）。

会議録の作成と公表

審議会等の会議については、会議終了後、会議録を作成します。公開で開催された会議の記録は、市のホームページ等でも公表します。